

ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわりさぎょうち一む11がつようし  
**【地域生活支援事業の見直しと自治体の役割作業チーム11月要旨**

しゅうせいばん  
**修正版】**

ぶかいさぎょうち一む ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわり ぎじめも 11がつ  
**部会作業チーム(地域生活支援事業の見直しと自治体の役割)議事メモ(11月)**

にちじ へいせい ねん がつ にち きん

1. 日時：平成22年11月19日(金)14:00~17:00

ばしょ こうせいろうどうしょうていそうむね かいこうどう

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

しゅつせきしゃ

3. 出席者

もりざちょう たけばたふくざちょう いしばしいん さかもとしいん にしたきしいん わたしいん  
 森座長、竹端副座長、石橋委員、坂本委員、西滝委員、渡井委員、

あらいいいんだいり ならけんしょうがいふくしかちょう ふるいちし  
 荒井委員代理(奈良県障害福祉課長 古市氏)

ぎじようし

4. 議事要旨

そうごうふくしほうせいてい ねんいなし めど すうちもくひょう さだ じちたいれべる  
**(総合福祉法制定から5年以内を目処に数値目標を定めて自治体レベルで**

せいび きんきゆう じゅうよう ちいきせいかつ きばん ぐたいてき  
**整備すべき「緊急かつ重要な「地域生活の基盤」とは、具体的にどのようなも**

**のか?)**

すうちもくひょう けいかく

<数値目標や計画について>

ちいきこう す かくほ ひつよう ぐるーぶほーむ せいび こうえいじゅうたく  
 ・地域移行のため「住まい」の確保が必要。G Hの整備や公営住宅の

かつよう  
 活用など。

しょうがいしゃばん けあまね そうせつ そうだんしえん じゅうじつ ひつよう  
 ・障害者版のケアマネを創設するなどの相談支援の充実が必要。

にっちゅうしえん しん ひつよう せいび ひつよう  
 日中支援も真に必要なものを整備する必要がある。

おや かのう かぎ こ ちいき く おや きりよく いじ たんき  
 ・親は可能な限り子どもと地域で暮らしたい。親が気力を維持するためにも短期

にゅうしょせつ ひつよう たんきにゅうしょせつ せいび むり ないとけあ せいび  
 入所施設が必要。短期入所施設の整備が無理なら、ナイトケアの整備がで

きないか。

すうちもくひょう たつせい もにたりんぐ しく ひつよう  
 ・数値目標が達成できているかモニタリングできる仕組みが必要。

すうちか だいじ どうじしゃ いけん はんえい ひつよう  
 ・どうやって数値化するのが大事。当事者の意見が反映される必要がある。

すうち だい き ちーむ かんが わくぐ ば ぎろん  
・数値については、第2期のチームで考え、枠組みをこの場で議論する。

ねんい ない ちょうかくしょうがいしゃ にん ひとり しゅわつうやくしゃ しちょうそん  
・5年以内に聴覚障害者100人に1人の手話通訳者を市町村に  
せっち  
設置すべき。

ひつすじぎょう ざいせいてき りゆう すす  
・必須事業だが財政的な理由で進んでいない。

そうだんしえんたいせい ちいきじりつしえんきょうぎかい  
<相談支援体制や地域自立支援協議会について>

そうだんしえんじぎょう じゅうよう ちいきじりつしえんきょうぎかい せっち ほうてき うらづ  
・相談支援事業が重要であり、地域自立支援協議会の設置の法的な裏付  
ひつよう  
けが必要。

じりつしえんきょうぎかい ちょうそんたんどくせっち ひこうりつ ばあい こういき  
・自立支援協議会は、町村単独設置が非効率となる場合があり、広域  
れんけい  
連携してやっている。

こうじのうきのうしょうがい そうだんなどせんもんてき けん たいおう  
・高次脳機能障害の相談等専門的なものは県で対応している。

もう しゃ た しょうがいしゃ くら しょうすう もう しゃむけ ふくし  
・盲ろう者は他の障害者に比べても少数であるため、盲ろう者向けの福祉  
さーびす とどうふけんれべる じっし  
サービスは都道府県レベルで実施してほしい。

もう かぎ にんずう すく しょうがいしゃ とどうふけんれべる たいおう  
・盲ろうに限らず、人数の少ない障害者については、都道府県レベルで対応  
すべき。

せんもんてき こういきてき たいおう とどうふけんれべる たいおう  
・専門的・広域的な対応も都道府県レベルで対応すべき。

す そうだんしえん にっちゅうかつどうしえん こみゆにけーしょんしえん  
【まとめ】住まい、相談支援、日中活動支援、コミュニケーション支援について、  
そうごうふくしほうせいていじ すうねんかん なん すうちもくひょう つく もにたりんぐ  
総合福祉法制定時から数年間で何らかの数値目標を作り、モニタリングする  
しく ぐたいてき ないよう だいにきさぎょうちーむ ぎろん ちいきじりつ  
仕組みをつくる。その具体的な内容は第二期作業チームで議論してもらう。地域自立  
しえんきょうぎかい けいかくたっせい よう やくわり にな しちょうそん  
支援協議会は計画達成のための要の役割を担うべきであり、市町村ないし  
けんいきたんい ひつち ぎむ しかくしょうがい ちょうかくしょうがい もう はったつ  
圏域単位での必置を義務づける。また、視覚障害・聴覚障害・盲ろう・発達  
しょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう そうたいてき かず すく しょうがい  
障害・高次脳機能障害・難病などの相対的に数が少ない障害に  
たいおう しえん こういきてきせんたーなど とどうふけん は こういきてき  
対応する支援（広域的センター等）について都道府県の果たすべき広域的・  
せんもんてきしえん なに ぐたいてき きてい  
専門的支援とは何か、も具体的に規定する。

すうちもくひょう じちたいれべる たっせい あ ちいきかだい じゅうなん  
(数値目標を自治体レベルで達成し、合わせてその地域課題についても柔軟に  
とく ちいきじりつしえんきょうぎかいなど しか づく ひつよう  
取り組むためには、地域自立支援協議会等にどのような仕掛け作りが必要か?)

ちいき かいけつこんなん じれい しょうがいふくしけいかく はんえい ため  
(その地域における解決困難な事例が、障害福祉計画などに反映される為  
ちいきじりつしえんきょうぎかい ありかた  
は、地域自立支援協議会のあり方はどのようなものであるべきか。)

ちいきじりつしえんきょうぎかい さーびす こーでいねーと きかん やくわり めいかくか  
・地域自立支援協議会はサービスをコーディネートする機関として役割を明確化  
する。

ちいきかだい たいしていけん ていしゆつ むね めいかく けんげん ふよ  
・地域課題に対して意見を提出できる旨、明確な権限を付与すること。

ちいきじりつしえんきょうぎかい こうせいしゃ しゃかいしげん つく にんしき うす いしき  
・地域自立支援協議会の構成者に、社会資源を作るという認識が薄い。意識  
かいかく とうじしゃだんたい しゆたいてき ちいきじりつしえんきょうぎかい  
改革につなげるために、当事者団体が主体的に地域自立支援協議会の  
うんえい かか  
運営に関わる。

そうだんしえん とうじしゃ かか のぞ  
・相談支援についても、当事者が関わっていくのが望ましい。

かんみんれんけい はか すうちもくひょう たっせい じゅうよう  
・よりよい官民連携を図りながら、数値目標を達成することが重要。

ちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがいふくしけいかく つく ひつよう  
・地域自立支援協議会が障害福祉計画を作るということが必要。

ちいきじりつしえんきょうぎかい ほんにん きぼう す あ ぎょうせい ていげん おこな  
・地域自立支援協議会は本人の希望を吸い上げ行政への提言を行うよう  
ほうてき いち じゅうよう  
な法的な位置づけが重要。

ちいきじりつしえんきょうぎかい せさくすいしんきょうぎかい す わ ひつよう  
・地域自立支援協議会と障害者施策推進協議会との棲み分けが必要。

しちようそん きぼ さまざま すべ ちいきじりつしえんきょうぎかい ぎむせっち むずか  
・市町村の規模も様々であり、全てに地域自立支援協議会の義務設置は難  
しい。

ちいきじりつしえんきょうぎかい でいーぶい こ たぶんや あ とく  
・地域自立支援協議会にこだわらず、D V・子どもなど他分野も合わせて取り組  
ほうかつてき しすてむ てきせつ たいおう  
む包括的なシステムにより適切に対応できるようにすればよい。

ちいきじりつしえんきょうぎかい ほうてき いち さだ うえ  
【まとめ】地域自立支援協議会については、法的な位置づけを定めた上で、その  
ちいき かいけつこんなんじれい とく なか しょうがいふくしけいかく  
地域における解決困難事例に取り組む中で、障害福祉計画へとつなげる  
やくわり いち すうちもくひょう もにたりんぐ もんだい せさく  
役割として位置づける。また、数値目標のモニタリングの問題は、施策

すいしんきょうぎかい やくわりぶんたん ふく おやかいぎ ぎろんいただ じょうき  
推進協議会との役割分担も含め、親会議でご議論頂く。ただ、上記  
やくわり は ほうほう しちょうそん じつじょう いちさだ はば  
の役割を果たすための方法については、市町村の実情によって一定の幅  
があつてよい。

ちゅうちようきてき しょうがい りかい ふきゅうけいはつ かん じちたい やくわり  
(中長期的な、障害の理解や普及啓発に関する自治体の役割とは、  
ぐたいてき  
具体的にはどのようなものか?)

- じちたい いっぽうてき はっしん こうか うす ちいきじゅうみんなど ま こ  
・自治体から一方的に発信するだけでは効果は薄い。地域住民等を巻き込  
かたち こうりゅう すす ひつよう  
でいくような形で交流を進める必要がある。
- こ としつき けいか しょうがい じょうたい か く かえ けいはつ  
・子どもは年月を経過するとともに障害の状態が変わる。繰り返し啓発が  
ひつよう  
必要。
- ちゅうちようきてき じちたいれべる ちいきじりつしえんきょうぎかい た  
・中長期的に言えば、自治体レベルだけでなく、地域自立支援協議会その他  
ほうかつせんたー れんけい ふく ふきゅう けいはつ ひつよう  
包括センターの連携を含めて普及啓発が必要。
- ぼらんていあ いくせい ちいきせいかつしえんじぎょう ひつすじぎょう  
・ボランティアの育成も地域生活支援事業の必須事業とすべき。
- ぎむきょういく なか けいはつ ひつよう  
・義務教育の中で啓発が必要。

ふきゅうけいはつ いっぽうてき こうか うす がっこうきょういく だんかい  
【まとめ】普及啓発は、一方的なものでは効果が薄い。学校教育の段階か  
く かえ けいはつ ひつよう こうれいしゃしえん た ふくしぶんや れんけい  
らの繰り返しの啓発が必要であり、高齢者支援など他の福祉分野と連携した  
ふきゅうけいはつ ひつよう  
普及啓発が必要。

こみゆにけーしょんしえん いどうしえん かん こべつきゅうふか さい  
(コミュニケーション支援、および移動支援に関しては、個別給付化した際に、どの  
せいどせつけい はんい りゆう  
ような制度設計であればよいか?その範囲はどうあるべきか?その理由は?)

- こみゆにけーしょんしえん さーびすていきょうしゃ きょうきゅう ふ ほうしゅう  
・コミュニケーション支援は、サービス提供者の供給を増やすこと、報酬の  
せってい せいさ ひつよう いどうしえん きょういく こよう たぶんや  
設定について精査することが必要。移動支援は、教育・雇用など他分野  
ぎょうせい ちょうせい ぜんこくいちりつ きじゆん さだ ひつよう  
行政と調整し、全国一律の基準を定めていく必要がある。

- りようしゃふたん た さーびす せいごうせい はか こくみん なつとく かたち

・利用者負担は、他のサービスとの整合性を図って国民の納得する形にする

ひつよう

必要がある。
- こみゆにけーしょんしえん いどうしえん りようしゃ しえんしゃ あいだ けいやく

・コミュニケーション支援・移動支援ともに、利用者と支援者との間で契約し、

じぎょうしょ とうろく のぞ

事業所に登録するかたちが望ましい。
- こうひふたん はんい げんてい

・公費負担の範囲を限定されるのもやむなし。
- りようしゃふたん もう しゃむけつうやく かいじょいんはけんじぎょう

・利用者負担はなしにすべき。「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」につ

もう しゃひとり ねんかんはけん じかんすう つうやくしゃきんたんか

いては、盲ろう者一人あたりの年間派遣できる時間数と通訳謝金単価の

さいていきじゆん つく ぎむ

最低基準を作り、義務づけるべき。
- しょうがい うむ はな とうぜん けんり

・障害の有無にかかわらず「話す」ことは当然の権利であるため、

こみゆにけーしょんしえん りようしゃふたん かんが なじ ほうてき ほしろう

コミュニケーション支援に利用者負担という考えは馴染まない。法的に保障

ひつよう

される必要がある。
- こみゆにけーしょんしえんじぎょう どうよう じんざいようせい かん じぎょう ひつす

・コミュニケーション支援事業と同様に人材養成に関する事業も必須

じぎょう

事業とすべき。
- げんざい おも じりつしえんきゆうふ ちいきせいかつしえんじぎょう わくぐみ ふくし

・現在は主に「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つの枠組みで福祉

さーびす けつてい ここ にーず おうじたしえん あんしん う し

サービスが決定されているが、個々のニーズに応じた支援が安心して受けられるシ

すてむ ひつよう

ステムが必要である。
- こべつきゆうふ ちいきせいかつしえんじぎょう く なお じっし

・個別給付にこだわらず、「地域生活支援事業」を組み直して実施できるもの

もある。
- こみゆにけーしょんしえん じんけん もんだい しえんひ とき どうよう ふたん もと

・コミュニケーション支援は人権の問題であり、支援費の時と同様、負担を求め

るようなものではない。
- しえんひじだい さーびす かた もと じぎょう かくだい せいり

・支援費時代のサービスのあり方を基に、さらに事業を拡大すべきと整理する。
- しょうがいていどくぶん さーびすりょう き にーず

・障害程度区分によってサービス量が決められるのはおかしい。ニーズがあればすべ

かばー

てカバーすべき。
- こうへいせい かくほ ひつよう きじゆん ひつよう

・公平性は確保する必要がある。基準は必要。

- ・もう しゃ しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ あいだ りょう ふくし  
盲ろう者・視覚障害者・聴覚障害者の間でも、利用できる福祉  
さーびす りょうなど ふこうへい しょう にーず おう ふくし さーびす  
サービスや量等に不公平が生じている。やはり、ニーズに応じて福祉サービス  
う しょうがいしゃあいだ かくさ ざいげん かぎ  
が受けられるように障害者間の格差をなくしてほしい。また、財源は限られ  
さいていきじゆん もう ぎむづ じっし  
ているので、最低基準を設けて義務付けて実施してもらいたい。
- ・こみゆにけーしょんしえん けんり そうとう こくみんてきごうい  
コミュニケーション支援は権利としてとらえるならば、相当の国民的合意が  
ひつよう  
必要。
- ・せいかつ こみゆにけーしょんしえんぜんぱん ほうてき いちづけあおてんじょう しえん  
生活におけるコミュニケーション支援全般を法的に位置付け青天井で支援  
こんなん  
することは困難ではないか。

こみゆにけーしょんしえん しゃかいせいかつ なか たいおう ひつよう  
【まとめ】コミュニケーション支援については、社会生活の中で対応すべき必要な  
きじゆん もう ぎむてきけいひ むりょう きばんせいび きょういく  
基準を設け、義務的経費で無料とする。その基盤整備のうえに、さらに教育・  
こよう じんけん かんてん ひつよう しえん かた ベっと しょうらいてき りっぼう  
雇用・人権などの観点から必要な支援のあり方を別途、将来的な立法  
じょうほうこみゆにけーしょんほうなど けんとう にだんかい だんかいてき しえん  
(情報コミュニケーション法等)で検討する。この二段階で段階的に支援の  
りょう かくだい ひつよう  
量を拡大していく必要があるのではないか。

ちいきせいかつしえんじぎょう みなお じちたい やくわり かん ぎろん も  
 (「地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」に関して、これまでの議論で漏

じゅうよう かだい  
 れている重要な課題はあるか?)

- ・そうだんしえん いちづ めいかくか じどう きょういく こよう たぶんやぎょうせい  
相談支援の位置付けの明確化、児童・教育・雇用など他分野行政と  
れんけい  
の連携について。

- ・せいねんこうけんせいど ぎょうせい ちいきじりつしえんきょうぎかい せつち ぎ  
成年後見制度について行政のかかわり、地域自立支援協議会の設置の義  
むかおよ しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい かんけい  
務化及び障害者施策推進協議会との関係について。

- ・じんざいようせい きばんせいび えんぱわめんとじぎょう とりく しょくほうちょうかく  
人材養成などの基盤整備、エンパワメント事業の取組み、触法聴覚  
しょうがいしゃ しえん  
障害者の支援について。

もう しゃむ つうやく かいじょいん ようせいじぎょう はけんじぎょう せつと たいおう  
・ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業も派遣事業とセットで対応し、  
ぎむてきけいひ こーでいねーたー はいち じんけんひ じむけいひ  
義務的経費でまかなってほしい。また、コーディネーターを配置し、人件費や事務経費  
など ほしょう  
等も保障してほしい。

しゃかいせいかつうえひつよう しえん いどうしえん いちづ  
・ 「社会生活上必要な支援」として移動支援を位置付けたらどうか。  
かつどう はんい もう ひつよう しょうがい うむ かか とお いどう  
・ 活動の範囲は設ける必要がある。障害の有無に関わらず、遠くに移動する  
だれ かね ひつよう ていどこじんふたん ふ え  
には誰でもお金は必要。ある程度個人負担が増えるのはやむを得ないのではない  
か。

つうがく いどうしえん みと だいがくこうない だいがくがわ たいおう  
・ 通学の移動支援を認めてほしい。大学構内であれば大学側で対応できる  
だいがく しえん う つうきん どうよう かいしゃ  
が、大学までの支援が受けられないのはおかしい。通勤も同様、会社までの  
いどうしえん ひつよう  
移動支援が必要。

いどう かん しえん じゅうどほうもんかいご こうどうえんご いどうしえん  
・ 移動に関する支援である「重度訪問介護」、「行動援護」、「移動支援」  
いっぽんか  
を一本化してはどうか。

もう しゃ つうやく かいじょ ばあい こみゆにけーしょん いどう しえん どうじ  
・ 盲ろう者の通訳・介助の場合は、コミュニケーションと移動の支援が同時に  
ひつよう いどうしえん いっぽんか つうやく かいじょ いどうしえん ぶぶん じょがい  
必要。移動支援が一本化されると、通訳・介助の移動支援の部分が除外さ  
もう しゃ つうやく かいじょ こみゆにけーしょん  
れてしまうのではないか。盲ろう者の通訳・介助については、コミュニケーション  
しえん いどうしえん ぶんり  
支援と移動支援を分離しないでほしい。

つうがく いどうしえん まな つうきん いどうしえん はたら もう しゃ いどう  
・ 通学は「移動支援＋学ぶ」、通勤は「移動支援＋働く」、盲ろう者は「移動  
しえん こみゆにけーしょんしえん かんが いどうしえん いっぽんか  
支援＋コミュニケーション支援」のように考えれば、移動支援を一本化しても  
じょがい  
除外されることはない。

いどうしえん こみゆにけーしょんしえん いっしょ むずかしい  
・ 移動支援とコミュニケーション支援を一緒にするのは難しいのではないか。  
しんぼう しかくしょうがい ちょうかくしょうがい もう しゃ どうよう ていぎ  
・ 新法では、視覚障害、聴覚障害のように、盲ろう者も同様に定義な  
せいび  
ど整備すべき。

じんざいいくせいなど しちょうそん たんどく とどうふけん  
【まとめ】人材育成等、市町村が単独ではできないことについて、都道府県が  
こういきちようせい せんもんてき しえん おこな いどうしえん せいど じゅうふく  
広域調整・専門的な支援を行うこと。移動支援については、制度の重複、

しちょうそんかくさ　つか　げんじょう　ふくし　はんい　ぐたいてき　たいおう  
市　町　村　格差や、使いにくい現　状　もあり、福祉の範囲で具体的にどこまで対　応  
だいにき　ぐたいてき　けんとう  
すべきか、第二期で具体的に検　討する。